

所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 大気の汚染に関する規制</p> <p> 第1節 ばい煙の排出等の規制(第3条—第13条)</p> <p> 第2節 屋外燃焼行為に関する規制(第14条・第15条)</p> <p>第3章 雑則(第16条—第20条)</p> <p>第4章 罰則(第21条—<u>第28条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第12条 市長は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において第3条第2項第1号、第2号又は第3号の規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該指定届出施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該指定届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(ばい煙量等の測定)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 大気の汚染に関する規制</p> <p> 第1節 ばい煙の排出等の規制(第3条—第13条)</p> <p> 第2節 屋外燃焼行為に関する規制(第14条・第15条)</p> <p>第3章 雑則(第16条—第20条)</p> <p>第4章 罰則(第21条—<u>第27条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第12条 市長は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において第3条第2項第1号、第2号又は第3号の規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある<u>場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは</u>、その者に対し、期限を定めて、当該指定届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該指定届出施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該指定届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(ばい煙量等の測定)</p>

第 13 条 ばい煙排出者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該指定届出施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 8 条第 1 項の規定に違反した者
- (3) 第 13 条（ダイオキシン類に係るものを除く。）の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

第 26 条 第 17 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 6 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 28 条 略

第 13 条 ばい煙排出者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該指定届出施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 8 条第 1 項の規定に違反した者
- (3) 第 17 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 26 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 5 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 27 条 略